



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	植民地朝鮮における「娯楽問題」に関する研究 [全文の要約]
Author(s)	金, 榮美
Description	この博士論文全文の閲覧方法については、以下のサイトをご参照ください。 https://www.lib.hokudai.ac.jp/dissertations/copy-guides/
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(文学)
Dissertation Number	甲第11949号
Issue Date	2015-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59925
Type	doctoral thesis
File Information	Kim_Youngmee_summary.pdf



博士学位論文 要約

植民地朝鮮における「娯楽問題」に関する研究

北海道大学文学研究科

金 榮美

要約

本稿は、「統治する側」と「統治される側」という単純な二項対立的図式をのりこえて、「帝国日本」という枠組みから植民地朝鮮における娯楽問題のダイナミックな社会的・文化的様相を考察しようとするものである。

近年、日本と韓国では、文化概念の再定義を梃子とし、分析視角や問題意識の多様化が進み、従来の政治的・経済的な支配―被支配という図式にとらわれないかたちで「宗主国と植民地の間」に横たわる様々な日常的な問題が注目されている。たとえば、ヘゲモニーや規律訓練などの新たな分析概念を導入して、植民地という状況のなかで形成される「近代性」のもつ権力性に注目しつつ、学校・工場・医療・軍隊などの規律権力装置、大衆文化あるいは近代的メディア、「新女性」や家族などのテーマを積極的に扱えるようになってきている。それらの議論は決して一様ではないが、植民地期に経験された特有の「近代性」を解明すると同時に、植民地統治の権力構造を日常生活の様々な領域に即して明らかにし、そこに生きた人々の「多様」あるいは「多元的」な日常のありように着目していく試みとして位置づけがなされている。植民地期における生活史・日常史への関心が顕著となっているのは、こうした傾向の反映といえよう。「植民地性」と「近代性」が共存した朝鮮社会に注目する本研究の関心も、このような研究成果から大きな示唆を得ている。

しかし、日常生活の基層の一要素をなした「娯楽問題」に関する研究についていうならば、一国史的な観点から植民地支配による「娯楽の抑圧」・「伝統娯楽の断絶」を強調するような二項対立的図式にとどまっており、その成果は極めて乏しい。日本、韓国を問わず、帝国日本の娯楽問題に関する先行研究は、いまだに一国史的な観点のもとで一面のみを切り取った小論にとどまっているのである。そして、植民地期の娯楽問題については、民俗学的見地による研究が多数を占めており、その歴史的展開を体系的に追う研究はほとんど手つかずの状態といえることができる。

本稿は二つの位相からなる。第一に、一国史的な観点を超えて、異民族が一つの生活空間において混じり合い、文化的混交が生じていた「帝国日本」という枠組みから、「娯楽問題」をめぐるそれぞれの歴史的経験に着目する。第二に、余暇・娯楽の意味用法にブレが生じはじめた近代社会に注目したうえで、あらゆる近代社会にみられる娯楽の普遍性のみならず、植民地権力と社会の間に生じる接触に着目することから、植民地朝鮮における娯楽問題の特徴について考察する。要するに、本稿は、労働時間に分離された「非労働時間」を指す総括的な名辞として「娯楽」という用語を取り上げており、そこで伝統社会とは異なる「娯楽」の概念、そのものが「近代」にいかに関与されたのか、これを近代的労働の形成による娯楽の新たなパラダイムの誕生と捉え、そういった過程に関する歴史学的な検討を試みる。こうしたうえでの、近代世界のなかで帝国日本と植民地の間の娯楽問題を分析するという点で、それをめぐる同時代の相互関係性と特殊性を追究するものといえる。本稿の構成は、第一部の第一章と第二章、第二部の第三章から第六章までの二部構成となる。以下、その要旨をまとめ、合わせて残された課題について述べたい。

第一部の第一章と第二章においては、近代社会における労働と娯楽の関係性を概観したうえで、そのような関係性の胎動期・形成期とみなされる1920年代までを視野にいれ、日本内地と植民地朝鮮での「娯楽問題」が台頭するようになった背景に焦点を当てた。近代において「娯楽」は、労働と明確に切り離された「非労働の時間」の営みとして概念化された。近

代社会での娯楽の普遍性は、それが資本主義社会の労働と密接に関わり、権力による統制・健全化の対象とみなされたことに求められる。こうした理解を前提とし、第一章では、近代日本で通用した娯楽の用語が「労働のためのもの」という志向性を積極的に反映するものであったことを解明した。「民衆娯楽論」に象徴される1920年代の余暇・娯楽に関する社会的議論は、社会問題の一環として娯楽の領域をクローズアップさせた。これらは、資本主義経済の発展とともに労働の緊張が強いられるようになった社会の変化を前提にし、労働者の非労働時間の問題との関係性において展開された。英語の「recreation」に当る言葉として、「再び改め創造すると云ふ広大な意義を持って居る」という娯楽の定義は、このような文脈から生み出されたものとして、娯楽に対する当該期の社会的定義を端的に示している。

第二章では、「植民地性」という特殊性を有する朝鮮における「娯楽の社会化」の過程を分析した。近代社会の娯楽問題は、一般的に、工業化・都市化を背景として登場してくるものである。しかし、そのような条件を欠いた植民地朝鮮での娯楽問題は明らかに日本内地とは異なる展開をみせた。朝鮮において娯楽に関する議論が登場するようになったきっかけは、在朝日本人の趣味生活の問題が公論化されはじめたことにあった。この際の「娯楽」という用語は、日本から伝播された「趣味」の意味と密接な関係にあるものとして論じられる場合が多かった。「近代への志向」というプロセスのもとで、趣味と娯楽の営みを近代文明の尺度の一つとみなしていた点は、植民地統治側と民族の実力養成を唱えた朝鮮の知識人の共通の部分であった。ここには、生活における「趣味と娯楽の欠乏」という問題がクローズアップされており、「高尚な趣味」と「健全な娯楽」が志向された。このような「近代性」と「植民地性」が共存した朝鮮における娯楽の領域は、近代的価値観に基づいた娯楽概念と民族の資質や将来に関わる議論が絡み合いつつ、その社会的意味が求められた。

第二部においては、1930年代以降の娯楽問題について考察した。満州事変と日中戦争の勃発、そして太平洋戦争にいたる時期を背景とし、とりわけ戦争との関係から娯楽問題がどのように規定され、組織化が推進されたのか、ということ进行分析の課題とした。まず第三章では、植民地朝鮮の人々の娯楽問題について放任的かつ無政策的であった総督府の態度に変化が現れるきっかけとして、農村振興運動の開始に注目し、まず農村振興運動と娯楽問題の関係を明らかにした。いち早く朝鮮の「娯楽の欠如」という問題を指摘し、健全な娯楽機関の必要性を主張してきた植民地統治側にとって、自ら進める農村振興運動の展開は娯楽を欠いた朝鮮社会の状況を可視化させ、娯楽奨励に関する具体的な模索の必要性を認識させるきっかけとなった。農村振興運動の推進において農民を慰安し、生産能率を向上させるため、総督府は娯楽問題に対する政策的検討に取り組み、年中行事に関わる伝統娯楽の奨励や朝鮮の状況にあわせた娯楽の発掘を推進することになった。そして、この段階で構想された娯楽奨励に関する方針は、後に戦時体制下の娯楽政策に反映されていく形となるのである。この意味で、農村振興運動の展開は、植民地朝鮮で登場してくる娯楽政策の土台作りとしての意味を強くもっている。農村振興運動と娯楽問題に関して明らかにしたもう一つは、紙芝居が、朝鮮で農村娯楽として高く評価され、奨励されたことであった。紙芝居のメリットが「大衆性と簡易さ」に求められ、「時局宣伝」の媒体として注目されたことは、日本内地においても同様である。だが、交通・通信・情報から隔絶された諸地域で、日本語の読み書きはもとよりハングルの読解すら困難であった多くの朝鮮人を前に、時局認識や皇民イデオロギーの徹底を図らなければならなかった統治側の目に、紙芝居が有力な教化・宣伝の手段と映ったのは明らかであろう。いうなれば、朝鮮における紙芝居は、農村振興運動の展開のなかで発

掘された娯楽であった。

第四章では、日本内地の厚生運動を取り上げ、戦時下における娯楽問題という観点からその展開過程を検討した。まず、「厚生」の語義に注目し、根本的意味やそれを支えた理論は「娯楽」という概念と深く関わっていたことを解明した。このことから、戦時下における厚生運動は、娯楽・余暇の善用化という社会的志向の延長線上にあったといえよう。厚生運動の展開は、戦時体制下で惹起された娯楽問題について統制と奨励という対応策を工夫しつつ、時局の要請に即応した娯楽・余暇生活の再編成を目指していた。そこで注目すべきことは、生活欲求として娯楽に対する注意と関心が見直されたこと、さらに、戦時下の物資不足・精神的不安に直面した国民生活への理解が前提とされていたことである。こうした文脈において厚生運動は、戦時下にあっても人々の日常に娯楽は不可欠であるという認識のもとで、国家による「戦争と娯楽とのあるべき関係」を目指していたのである。すなわち、戦時下で娯楽・余暇の意義を認めざるを得なかったという側面から、厚生運動の展開は「人的資源」の育成・動員という国策に沿った一連の動きにつながっていき、総力戦体制形成と結びついた余暇・娯楽善用の方向性を構築していたのである。

第五章においては、1938年に発表された朝鮮総督府の娯楽政策を軸に、それがどのような背景から打ち出され、展開されたのかを明らかにした。農村振興運動の過程で構想された娯楽奨励策は、戦時下の娯楽政策として具体化した。このことから、植民地朝鮮の娯楽問題に関連して1930年代という時期は、いわば、総督府による娯楽に関する方針が戦争との関係から具体化していく過程にあったといえよう。また、こうした動向は、1930年代の娯楽善用をめぐる時代的流れと帝国日本の文化運動の連環を表す、きわめて同時代的な現象であった。総督府が打ち出した娯楽政策の特徴としては、次のような三点が挙げられる。第一に、人口の大多数を占めた農村大衆を対象としており、農村の娯楽問題に焦点を当てたこと、第二に、娯楽政策が皇民化政策と連動して構想されたこと、第三に、内容として「郷土娯楽の奨励」を柱としたことである。だが、当初農村の大衆を主な対象としたものの、農村に限られない方向性をもつものであった。この方向性には、整然とした資本主義的経済の進展によって娯楽問題が登場するという一般論が当たらない、すなわち、工業と都市の成長を基盤とした娯楽の独自の発展を見せなかった植民地朝鮮での娯楽問題の事情が示されている。一方、朝鮮の郷土娯楽の探求は、「朝鮮学」研究のブームによる「郷土」の再発見と、日本内地のロマン的な文化ナショナリズムの気流を背景とし、社会全般に広がっていった。こうした動向のなかで、総督府は、戦時下における体力増進という目的から、朝鮮在来の郷土娯楽を一新して銃後の体位向上に利用するという娯楽政策を表明した。ここには、戦時体制を支えるための健全娯楽として郷土娯楽を積極的に取り込もうとした姿勢が現れている。端的に言えば、総督府は、戦争との関係から郷土娯楽の機能を再評価したのである。1941年に刊行された『朝鮮の郷土娯楽』は、それを物語るものであった。

第六章においては、植民地期の娯楽問題という観点から綱引の事例に焦点を当て、郷土娯楽に対する植民地統治側の迷いと揺れの一断面を明らかにすることを目的とした。第五章で明らかにしたように、郷土娯楽の奨励を柱とした朝鮮総督府の娯楽政策において、郷土娯楽は極めて重要な位置を占めていた。暴力性などの弊害がしばしば指摘されていた綱引の場合、その開催にあたって警察との衝突も珍しくなかったが、大衆的な農村娯楽として高く評されており、また、朝鮮総督府が奨励しようとした郷土娯楽の一つであった。このことから、総督府の郷土娯楽に対する統制の様式は、取締りのみならずその奨励のための管理までを含む

ものであったということができよう。その意味で、植民地期における綱引をめぐる問題は、統治側の郷土娯楽に対する「取締りと管理」という二つの方向がどのように併用されていたのかをよく示している一例として挙げられる。とりわけ、植民地期の伝統娯楽をめぐる問題は、植民地統治側の立場が介入したことによって日常生活の主体とのぶつかり合いや意図しなかった状況が生み出されていた。また、ここには、植民地統治側、植民地の知識人、植民地大衆という三つの主体が絡み合い、それぞれの立場による緊張関係が形成された。綱引の事例に現れた緊張関係は、「禁止と許可」あるいは「肯定と否定」の両面を合わせ持ったものとして、単なる「植民地統治側/植民地民」あるいは「近代性/伝統」という二項対立的図式に収まらない、一見矛盾するような両側面が共存する形であったということができる。たとえば、綱引を迷信と批判した植民地統治側や朝鮮の知識人は、生活問題に関わっていた大衆の欲求とぶつかりあいながらも、生活安定を図るための手段として綱引を助長せざるを得ないという共通の立場におかれていた。また、近代社会という枠組みから「迷信」かつ「非合理的」とみなされた綱引が、健全な伝統娯楽として評されたことや、経済的利益が得られる地域的行事として消費・助長された。このような綱引をめぐる矛盾と葛藤は、「植民地性」と「近代性」が混在していた植民地朝鮮の娯楽問題の一面を表すものであり、植民地期の郷土娯楽がもったダイナミックな性格を物語っている。

以上、本稿は、宗主国と植民地で展開された娯楽政策の歴史的な背景を明らかにすると同時に、その相互関係について考察してきた。植民地朝鮮の娯楽問題は明らかに日本内地とは異なる展開をみせた。だが、1930年代に入ると、農村振興運動との関わりで娯楽が政策のなかに取り込まれいき、最終的に戦時体制下において両者の娯楽問題が同一化していく。こうした過程において、娯楽問題が植民地大衆のいかなる内面と結びついていたかについては、なお一層の検討が必要といえよう。他方、本稿で扱えなかった日本内地における農山漁村経済更生運動と娯楽問題についても、さらなる考察が必要とされる。このような諸点は、今後の課題とし、稿を改めて論じたい。